



千葉労働局発表
平成28年11月18日

報道関係者各位

【照会先】

千葉労働局労働基準部監督課

課長 堀内 利男

主任監察監督官 市倉 健人

電話 043-221-2304

千葉労働局長が「ベストプラクティス企業」の キッコーマン株式会社を訪問しました

～11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として～

「過重労働解消キャンペーン」期間中の今月9日に、ベストプラクティス企業（長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている企業）であるキッコーマン株式会社野田本社（野田市野田250）を千葉労働局長（福澤義行）が訪問し、取組状況等について労使双方と意見交換を行いました。

同社は良好な労使関係の下、労使協力して長時間労働の削減等に取り組み、2015年度では時間外労働時間数が月10.7時間（正社員1人当たり平均）、年次有給休暇取得率が71.8%と、ともに製造業における全国平均より良好な実績となっています。

同社が労働時間の改善等に取り組むきっかけとなったのは、労使間で効率的な働き方と生活時間の充実に志向して、労働時間に対する意識の共有化が図られてきたことによるとのことです。

また、工場は24時間稼働ですが、以前は勤務体制として24時間交代制となっていたところ、現在では製造装置の自動制御化により日勤勤務が原則となっているとのことでした。

取組状況の主なものは別紙のとおりですが、さらに今月からは時間単位年休制度が導入され、来年4月からの在宅勤務制度の導入に向け試験的な勤務が開始されるなど、労使による事前研究会の設置など労使のコミュニケーションを図りながら、新たな制度導入による取組が続けられています。



（左手がキッコーマン人事部役員、中央がキッコーマン労組役員）

キッコーマン株式会社の時間外労働削減等の取組状況等

1 時間外労働削減、年次有給休暇取得促進に関する取組

- ・毎週水曜日をノー残業一斉消灯デーに設定している。
- ・勤務管理システムにより管理者及び社員自身が時間外労働時間数を容易に把握でき、各人の時間外労働の適正管理が行われている。
- ・所属長からの年次有給休暇の取得勧奨。
- ・半日年休制度。
- ・年休取得予定日の設定（連続取得の奨励）。
- ・時間単位年休制度の導入（2016年11月～）
- ・在宅勤務制度を試験的に導入中（2017年4月導入目途）

2 各種制度の導入

- ・つわり休暇(2000年～):妊娠期間中15日間までつわり休暇が取得できる。
- ・短期育児休暇:妻の出産時に男性(父親)社員は最大5日間の特別休暇を取得できる。
- ・育児休業制度(1981年～):子が1歳6ヶ月に達した後の初めての4月末日まで育児休業の取得が可能。法制化の10年以上前から育児休業制度を導入しており、育児休業を取得しやすい職場環境が整備されている。
- ・育児休職者等が安心して職場に復帰できるよう、休職期間中に会社・職場情報を提供。
- ・育児短時間勤務制度(1996年～):妊娠したときから子が小学4年生に進級する日まで、1日最大2時間の育児短時間勤務を利用できる。
- ・子供看護休暇(2003年～):子が小学4年生に進級するまで年間5日間の子供看護休暇が取得できる。
- ・介護休業制度:法律施行の20年以上前の1978年に導入
- ・介護短時間勤務制度(1998年～)

3 その他の取り組み

- ・育児のための急な休みにも対応できる業務体制を整備している。
- ・良好な労使関係:社員支援諸制度等の拡充について労使で意見交換し、適切な内容で制度導入を図っている。